

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の概要について

1 改正理由

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、被保険者のうち未就学児の均等割額を減額するとともに、所要の改正を行うものです。加えて、軽減適用世帯の均等割額に係る規定について、地方税法施行令との整合を図る必要が生じたことから、遡及適用を行うため、改正するものです。

2 改正内容

(1) 未就学児に係る均等割額（軽減適用世帯の世帯員については軽減措置後）を半額とします。

軽減区分	①基礎課税額		②後期高齢者支援金等課税額		合計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
軽減なし	27,600円	13,800円	9,800円	4,900円	37,400円	18,700円
7割軽減	8,280円	4,140円	2,940円	1,470円	11,220円	5,610円
5割軽減	13,800円	6,900円	4,900円	2,450円	18,700円	9,350円
2割軽減	22,080円	11,040円	7,840円	3,920円	29,920円	14,960円

ア 対象者 国民健康保険に加入の未就学児 約1,100人

イ 総軽減見込額 1,600万円余

財政負担：国1／2（800万円余），都1／4（400万円余），市1／4（400万円余）

ウ 施行期日 令和4年4月1日

- (2) 軽減適用世帯の均等割額の減額に係る規定について、地方税法施行令との整合を図る必要が生じたことから、遡及適用を行うため、改正します。

軽減区分	課税区分	改正前	改正後
7割軽減	基礎課税額	18,410円	19,320円
	後期高齢者支援等課税額	6,510円	6,860円
	介護納付金課税額	7,630円	7,980円
5割軽減	基礎課税額	13,150円	13,800円
	後期高齢者支援等課税額	4,650円	4,900円
	介護納付金課税額	5,450円	5,700円
2割軽減	基礎課税額	5,260円	5,520円
	後期高齢者支援等課税額	1,860円	1,960円
	介護納付金課税額	2,180円	2,280円

ア 施行期日 公布の日

イ 適用日 令和2年4月1日

- (3) その他

その他、地方税法等の改正に伴う引用条項の整理等、所要の改正を行います。